

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

第1条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「3, 040円」を「3, 130円」に改める。

第12条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則第3項中「令和6年12月1日」を「令和7年12月1日」に、「（令和6年規則第93号）」を「（令和7年規則第78号）」に改める。

附則第4項中「令和6年12月1日」を「令和7年12月1日」に改める。

附則第5項中「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「（令和6年規則第93号）」を「（令和7年規則第78号）」に改める。

附則中第7項を第10項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（継続職員の特例）」を付する。

附則第5項の次に次の見出し及び3項を加える。

（費用弁償に係る経過措置）

6 令和7年12月1日において非常勤講師である者に対する令和7年4月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）における通勤に要する費用の費用弁償の額の算定に係る第8条の規定の適用については、同条第3項第2号中「職員給与条例別表第7」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）第1条の規定による改正前の職員給与条例別表第7」とする。

7 令和7年12月1日において遡及対象職員である者に対する対象期間における通勤に要する費用の費用弁償の額は、市規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする場合
その者の週勤務日数に52を乗じ、これを12で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）を1か月に勤務するものとして、当該日数に最も経済的かつ合理的と認められる当該交通機関の利用区間に係る往復普通運賃の額を乗じて得た額と当該利用区間に係る通用期間1か月の定期券の価額のいずれか少ない額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする場合 自転車等の片道の使用距離に応じて附則別表に定める額に月の初日から末日までの期間における勤務した

時間のある日数を乗じて得た額（当該額が自転車等の片道の使用距離に応じて職員給与条例別表第7に定める額を超える場合は、同表に定める額）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする場合 交通機関を利用する区間について第1号の規定により算出した額と、自転車等を使用する区間について前号の規定により算出した額とを合算した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）

- 8 令和7年12月1日において遡及対象職員である者であって、不遡及期間があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における通勤に要する費用の費用弁償の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則に次の1表を加える。

附則別表（附則第7項関係）

（単位 円）

自転車等の使用距離（片道）	支給日額	
	通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員	その他の職員
2キロメートル未満	130	0
2キロメートル以上5キロメートル未満	200	100
5キロメートル以上10キロメートル未満	300	200
10キロメートル以上15キロメートル未満	430	350
15キロメートル以上20キロメートル未満	560	500
20キロメートル以上25キロメートル未満	700	650
25キロメートル以上30キロメートル未満	850	800
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000	940
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,150	1,090
40キロメートル以上45	1,300	1,240

キロメートル未満		
4 5キロメートル以上 5 0 キロメートル未満	1, 4 5 0	1, 3 9 0
5 0キロメートル以上 5 5 キロメートル未満	1, 6 0 0	1, 5 4 0
5 5キロメートル以上 6 0 キロメートル未満	1, 7 5 0	1, 7 0 0
6 0キロメートル以上	1, 9 0 0	1, 8 5 0

備考 この表のその他の職員の欄の適用を受ける遡及対象職員（その通勤における自転車等の使用距離（片道）が2キロメートル以上15キロメートル未満であるものに限る。）のうち、自転車の使用距離（片道）が1キロメートル以上のものについては、この表に定める額に50円（当該遡及対象職員の住居が本市の区域内にある場合については、100円）を加算した額を通勤に要する費用の費用弁償の額とする。

第2条 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中第5条第3項第3号の改正規定 令和8年1月1日

（2）第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。